

# 山野美容芸術短期大学障がいのある学生の修学支援に関する基本方針

## 1. 基本姿勢

山野美容芸術短期大学（以下「本学」という。）は、「障害者基本法」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の基本的な理念に則り、能力と修学意欲を持つ学生が障がいの種類や程度によって修学等の機会を損なうことのないよう、以下の方針で修学支援を行います。

## 2. 基本方針

本学における修学支援は、「文部科学省所管事業分野における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の考え方及び取り扱いに準拠し、基本方針を定めます。

本学は、この基本方針に基づき、障がいをもった学生（以下「障がいのある学生」という。）に対して、以下に掲げる修学支援を行います。

### （1）修学機会の確保

障がいのある学生が、正当な理由なく修学等の機会の提供を拒否されたり、または提供に当たって場所・時間帯等を制限されたり、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けられる等がないよう、修学及び研究、その他本学が行う活動について現状で可能な限り機会の確保に努めます。なお、このために必要となる特別な措置は、不当な差別的取扱いではありません。

### （2）情報公開

障がいのある学生に対し、本学の受け入れ姿勢や支援に係る方針を明確にするとともに、支援体制や内容について広く情報の公開に努めます。

### （3）支援体制

障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮した修学等支援方策の検討および実施を、学長のリーダーシップのもと、学科、関係部署等が連携して行います。また、障がいにより、日常生活や学習面において様々な困難が生じることについて、周囲の学生や教職員の理解を得るとともに意識の啓発を図ります。

### （4）教育方法等

本学の教職員は、障がいのある学生に対し、必要かつ適切な情報の提供、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける合理的配慮を行います。

### （5）施設・設備

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、教育環境の整備に努めます。

## 3. この基本方針は、2025年6月1日から施行します。

### ◆これまでの支援内容

- ・スロープ・手すり設置
- ・だれでもトイレ設置
- ・車いす用エレベーター設置
- ・使用教室配慮
- ・聴覚補助機器の貸出
- 等